

# 小児弱視用 眼鏡等の 保険適用について

平成18年4月から、小児の弱視等治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズの購入に健康保険が使用できるようになり、申請により購入代金の一部を給付いたします。

## 1. 支給の条件（保険適用の条件）

小児の弱視等眼鏡の保険適用については保険診療による医師（医療機関）の診断や作成理由が適当であるかが前提となります。

### (1) 支給要件

①小児の弱視、②斜視及び③先天性白内障術後の屈折矯正の治療に必要であると眼科医が認め、その証明があるもの（斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては、保険適用の対象となりませんのでご注意ください）

### (2) 対象年齢

9歳未満の小児（眼科医の診察を受けたときに9歳未満）

2回目以降の申請を行う場合は、一定の期間を経過しなければ、原則支給の対象となりません。詳しくはお問合せください。

## 2. 手続きの流れ

<b>1. 医療機関で診療</b>	
小児の弱視、斜視及び先天性白内障術後の屈折矯正の治療により、医師（医療機関）に「眼鏡等が必要である」と診断され、その旨の『 <b>弱視等治療用眼鏡等作成指示書</b> 』または『 <b>意見書</b> 』を発行してもらう。 (作成指示書・意見書には必ず医者の署名・捺印が必要です)	<b>作成指示書 または 意見書</b>
↓	
<b>2. 眼鏡店等で作成・支払い</b>	
医師による『 <b>弱視等治療用眼鏡等作成指示書</b> 』または『 <b>意見書</b> 』を眼鏡店等に提示し、作成依頼。 完成・料金支払後、『 <b>領収書</b> 』を受け取ります。  また、領収書に <u>フレーム、レンズ等それぞれの価格の内訳、対象となる子どもの名前</u> が記載されていない場合は、その <b>内訳書</b> 。	<b>眼鏡等代金 領収書</b>  + <b>作成した眼鏡 の内訳書</b> (領収書に内訳 のない場合)

↓（裏面へつづく）

3. 還付申請手続き	持参するもの
<p>市役所にある『国民健康保険療養費支給申請書』(※1)に必要事項を記入の上、「作成指示書」(意見書)・「領収書(内訳)」を添えて提出する。</p> <p>提出の際、還付金受領のための『金融機関口座番号』も併せてお持ちください。</p> <p>申請から約2ヵ月後の月末の、指定された金融機関口座へ支給されます。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           作成指示書 または 意見書         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           国民健康保険 被保険者証         </div> </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           眼鏡等代金 領収書         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           金融機関の 口座番号の 分かるもの         </div> </div>

(※1)保険税に未納のある場合は、口座へ振込支給できません。未納の保険税への充当について(債権回収課で)相談させていただきます。また、療養費を受ける権利は、被保険者が医療費等の代金を支払った日の翌日から起算して、2年を経過したときは、時効によって消滅します。(国民健康保険法第110条)

### 3. 支給金額

保険給付の基準額は法令(※2)の規定により、令和6年4月から小児弱視用眼鏡(掛けめがね式)は上限で40,492円(支給上限額 38,200×1.06)に定められています。義務教育就学前までは8割給付、小学生以上は7割給付です。(実際に眼鏡等の購入の際支払った費用や自己負担割合分がそのまま戻るわけではありません。)

(※2)「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」  
(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)

<p><b>★例</b> ①30,000 円の眼鏡を購入</p> <p style="padding-left: 20px;">➡ 30,000 円 × 0.7 = 21,000 円</p> <p>②50,000 円の眼鏡を購入</p> <p style="padding-left: 20px;">➡ 40,492 円(支給上限額 38,200 × 1.06) × 0.7 = 28,344 円</p>
--

<受付窓口:お問い合わせ>  
 秦野市役所国保年金課(本庁舎2階)  
 電話:0463-82-9613

#### 支給決定後

① または② の医療証が交付されている場合は、自己負担割合分も還付されます。国民健康保険に申請をした分が支給される際に、「支給決定通知」が郵送されますので、その通知と領収書等を持参し、こども健康部子育て総務課(本庁舎1階)で、別途申請をして下さい。